

1 避難行動要支援者名簿の作成

○平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けた制度。

※災害対策基本法（抄）

第49条の10 市長村長は、〔中略〕**避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿**を作成しておかなければならない。

2 個別避難計画作成の努力義務

○平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合が約70%（131人／199人）

○令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合が約65%（55人／84人）

○令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合が約79%（63人／80人）

➤令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画作成を**市町村に努力義務化**

3 条例制定による支援のイメージ

【避難行動要支援者名簿を活用した避難支援のイメージ】

